

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第1号
 松浦海区漁業調整委員会

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第1号)の一部を次のように改正する。
 松浦海区漁業調整委員会
 海区漁業調整委員会事務局設置規程 (昭和52年 令和3年3月31日)

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 徳 永 重 昭
 松浦海区漁業調整委員会会長 川 寄 和 正

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職員等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。</p> <p>主幹 係長</p> <p>主査 <u>副主査</u> 主事 技師</p> <p>3～7 略</p> <p>8 主査及び<u>副主査</u>は、上司の命を受けて、事務を処理する。</p> <p>9 略</p> <p>(文書の管理)</p> <p>第6条 文書の管理については、<u>佐賀県文書規程</u> (昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の規定 (同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。)及び佐賀県電子メール取扱規程 (平成25年佐賀県訓令甲第10号)の規定の例による。</p>	<p>(職員等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。</p> <p>主幹 係長 <u>主任主査</u> 主査</p> <p>主事 技師</p> <p>3～7 略</p> <p>8 <u>主任主査</u>及び主査は、上司の命を受けて、事務を処理する。</p> <p>9 略</p> <p>(文書の管理)</p> <p>第6条 文書の管理については、<u>佐賀県文書管理規程</u> (昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の規定 (同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。)及び佐賀県電子メール取扱規程 (平成25年佐賀県訓令甲第10号)の規定の例による。</p>

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。